



地方税の申告等は eLTAX が便利です

県では、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告及び設立届・異動届などの受付を行っています。

eLTAX は、インターネットを利用して職場や自宅のパソコンから申告などができるため、申告書などを窓口へ持参・郵送する必要がありません。

詳細は、eLTAX ホームページをご覧ください。



問合せ

青森県中南県税事務所 課税第一課
☎ 32-1131（内線 378）



後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は、市役所窓口へご相談ください。

また、災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免が認められることがありますので、税務課収納係窓口へお早めにご相談ください。

問合せ 税務課 国保係 ☎ 55-5328
（本庁舎 2 階 4 番窓口）

介護保険のサービス利用状況を確認できます

介護保険サービスについて、何のサービスをどのくらい利用したか確認したい場合は、介護保険給付費通知書を交付いたしますので、高齢介護課介護保険係までご連絡ください。

問合せ

高齢介護課 介護保険係
☎ 55-5862（本庁舎 2 階 11 番窓口）

オレンジカフェ「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月 1 回のペースで開催しています。

日時 10 月 27 日(火) 13:00～15:00
場所 本庁舎 1 階 ひらかわぷれいす「アヴェッサ」

参加費 無料

内容 講話「知って対策！あなたのいろんな筋肉」

講師 熊野洋平氏、村田聡美氏
（青森県理学療法士会）

※当日は筋肉量等を裸足で測定しますので、着脱できるような靴下を履いておいでください。

問合せ

高齢介護課 地域包括支援係
☎ 55-5374（本庁舎 2 階 12 番窓口）



「もの忘れ相談」を利用してみませんか

もの忘れは認知症の初期症状である可能性があります。

最近同じ話をしている、物の置き忘れやしまい忘れがある、認知症ではないかと不安だ、などお悩みではありませんか？

タッチパネルなどにより認知機能を確認してみましょう。

相談日時

10 月 22 日(木) ※1 名概ね 30 分程度
① 14:00～② 14:40～③ 15:20～

場所 本庁舎 4 階 大会議室 2

担当者 弘前愛成会病院顧問

平野敬之医師

弘前大学医学部附属病院

認知症看護認定看護師

葛西愛子看護師

対象者

市内に住所を有する概ね 65 歳以上で在宅の方（すでに認知症の診断を受けている方や治療中の方はご遠慮ください）。

※ご家族からの相談にも対応します。

申込方法

電話（相談日の 1 週間前まで）

問合せ・申込み

高齢介護課 地域包括支援係

☎ 55-5374（本庁舎 2 階 12 番窓口）

平賀図書館休館のお知らせ

平賀図書館では、蔵書点検を行うため、下記の期間休館いたします。

市民の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「蔵書点検」とは、不明資料の確認、配架位置の是正、破損資料の摘出・修繕などを行うものです。

※本の返却は、ブックポストをご利用ください。

期間 10 月 5 日(月)～13 日(火)

問合せ 平賀図書館 ☎ 44-7665
（タカシン文化センター内）

「法の日司法書士無料法律相談会」を開催します

10 月 1 日は「法の日」です。日常生活での困りごとや法律上の悩みについて司法書士が面談での無料相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

弘前地区会場（面談相談）

日時 10 月 3 日(土) 10:00～15:00
場所 弘前文化センター
2 階 第 5 会議室

※受付は当日先着順となります。

※具体的な手続きには、別途費用がかかる場合があります。

問合せ 青森県司法書士会
☎ 017-776-8398



「ひらかわの寺子屋」を開催します

第1回伝統文化鑑賞会 ブナコの世界

日時 10月3日(土)

出発 11:30(受付 11:00～)

帰着 16:15 頃

見学場所 ブナコ西目屋工場

集合場所

タカシン文化センター

1階 エントランス周辺

定員 市内在住・勤務の18歳以上の方
10名(先着順)

参加費 1,500円

内容

青森県の工芸品であるブナコの工場見学と製作体験を通して、ブナコの歴史や製作工程を体験しながら学びます。

製作体験では小物入れを製作し、製作した作品はそのままお持ち帰りできます。

申込方法 電子申請または電話

申込期間 9月16日(水)～30日(水)

※電話は休館日および祝日を除く火～土曜日の9:00～17:00

お願い

- ・昼食場所は道の駅 津軽白神 ビーチにしめや(西目屋村)の予定です。昼食代は自己負担となります(昼食持参可)。
- ・見学場所および昼食会場は貸切ではありませんので、他のお客様で混み合う可能性があります。

※電子申請でのお申込みや講座の詳細は、市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み

平賀公民館 ☎ 44-1221

(タカシン文化センター内)

「ひらかわ文化財講座」を開催します

クイズを交えながら、市の代表的な縄文遺跡の解説を行います。和気あいあいとした雰囲気の中でしっかりと学びを深めることができます。ぜひご参加ください。

日時 10月31日(土)
13:30～14:30(受付 13:30～)
場所 タカシン文化センター
2階 中研修室
演題 令和8年度ひらかわ文化財講座
「弘前学院大学生と学ぶ平川市の縄文遺跡」
講師 弘前学院大学文学部 学生
定員 30名
参加費 無料
申込方法 電子申請または電話
申込期間 ～10月29日(木) 17:00
※電話は休館日および祝日を除く火～土曜日の9:00～17:00

※電子申請でのお申込みや講座の詳細は、市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み

郷土資料館 ☎ 44-1221

(タカシン文化センター内)

青森県消費生活センターからのお知らせ

～副業のトラブルに注意！～

SNSで「簡単に稼げる」という広告を見て応募すると、高額登録料を請求されたり、「すぐに元が取れる」と言われて借金を勧められることがあります。

最近では、遠隔操作アプリを悪用したケースもあり、実際に、インターネット上で借金をして登録料を支払ったにもかかわらず、報酬をもらえずに、事業者と連絡が取れなくなったという相談も寄せられています。

「簡単に稼げる」と謳った広告には、十分注意しましょう。また、遠隔操作アプリをインストールするよう指示されても、安易に従わないようにしましょう。

簡単に稼げるようなうまい話はありません。トラブルで困った時は、消費者ホットライン188にご相談ください。



問合せ 青森県消費生活センター
☎ 017-734-9206

「社会生活基本調査」へのご協力をお願いします

総務省統計局(青森県)では、令和8年10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する、国の重要な統計調査です。

目的

1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることとしています。

調査対象

統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約95,400世帯(10歳以上の世帯員約194,000人)

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺い、調査書類をお配りします。

回答は、スマートフォンやパソコンなどを使ってインターネットで回答することができるほか、紙の調査票への記入でもご回答いただけます。

いつでも回答可能で便利なインターネット回答を是非ご活用ください。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

問合せ

経営戦略課 企画経営係

☎ 55-5737(本庁舎3階21番窓口)

第12回平川市長杯軟式野球大会 参加団体募集

日程 9月27日(日)・10月4日(日)

※予備日なし

場所 尾上野球場

募集团体数 8団体(先着)

参加費 1団体4,000円

※詳細は、お問い合わせください。

問合せ・申込み

B&G 尾上体育館 ☎ 57-4633



奥羽本線「設備メンテナンス」に伴う一部列車の運休について

JR 秋田支社で電力設備（架線）の安全維持および倒木防止のための伐採作業を実施します。これに伴い、以下のとおり奥羽本線の一部列車が運休となります。ご利用の際は十分ご注意ください。

対象区間

奥羽本線 大館駅～弘前駅間

実施日

10月7日(水)、14日(水)、21日(水)

運休となる列車

- ・下り：普通列車 8651M
(大館発 11:34 弘前着 12:18)
全区間運休
- ・上り：普通列車 652M
(青森発 10:42 秋田着 14:04)
弘前駅～大館駅間のみ運休

※上記運休区間における代行バスなどの輸送は行われませんので、ご注意ください。

問合せ

JR 東日本お問い合わせセンター
☎ 050-2016-1600

「体力・運動能力チェック」を開催します

市では、毎年「体力・運動能力調査」を実施しています。運動習慣のない方や、体力に自信のない方でも安心して参加できる内容で、その場で「体力年齢」がわかります。

この機会に、ご自身の“今の体力”をチェックしてみませんか？

日時 10月26日(月)

13:40～16:30（集合 13:15）

会場 ひらかわドリームアリーナ

対象者 市内在住の20歳以上の方

募集人数

20歳から5歳刻みの年齢区分ごとに男女1名ずつ（先着順）

持ち物

運動できる服装、室内運動靴、飲み物、タオルなど

申込方法 電子申請または電話

申込期限 10月2日(金)

※電話は土日祝日を除く月～金曜日の
8:15～17:00



問合せ

教育委員会 スポーツ課 ☎ 26-7429
(ひらかわドリームアリーナ内)

行政・人権相談所を開設します

～9月から10月までの2か月間は、「行政相談月間」です～

総務省では、この月間中に行政相談制度をより一層利用していただけるよう、相談活動や各種広報活動を重点的に実施します。

行政に関する苦情や意見などがある方、日常生活の中で困っていることや人権に関することでお悩みの方は、この機会に相談所をご利用ください。

日時 10月23日(金) 10:00～15:00

場所

- ・平賀地域
本庁舎4階 大会議室2
- ・尾上地域
図書交流施設よみまる 2階
小研修室
- ・碓ヶ関地域
碓ヶ関公民館 2階 談話室

問合せ

市民課 市民係 ☎ 55-5309
(本庁舎2階3番窓口)



市営住宅の入居者を募集します

団地名 西の平団地（苗生松下東田 41-2）

募集戸数 3戸（2階：2戸、3階：1戸）

間取り 3DK エレベーターなし ※ペット不可

使用料（家賃） 世帯の合計所得の月額に応じて決定されます。（15,500円～32,400円程度）※共益費別途

申込期間 ～10月13日(火) ※土日祝日を除く 8:15～17:00

入居の決定 申込みが募集戸数を上回った場合「平川市営住宅入居者選考委員会」の意見を聞き、決定します。

入居時期 11月下旬（予定）

申込資格

- ・住宅に困窮している方（持ち家がないことなど）
 - ・親族と2人以上で入居する方
※要件を満たせば単身で入居できる場合もあります。
 - ・世帯の合計所得が月額158,000円以下の方
※高齢者、障がい者、未就学児童がいる世帯は214,000円以下となります。
 - ・暴力団員でない方
 - ・住民税を滞納されていない方
- ※詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ・申込み 福祉課 福祉総務係 ☎ 55-5378（本庁舎2階14番窓口）





中小企業・小規模事業者の皆様へ

専門家による経営個別相談会

～あらゆるお悩みに対応！「課題発見」から「課題解決」までをサポート！～

21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点と共催で、中小企業の皆さまの経営に関するお悩みに対し専門家がアドバイスする「経営個別相談会」を開催しています。毎月開催していますので、お気軽にご相談ください。

日程 10月23日(金)、11月13日(金)、12月18日(金)、
令和9年1月15日(金)、2月26日(金)、3月19日(金)

時間 ① 9:30～10:45 ② 10:45～12:00
③ 13:15～14:30 ④ 14:30～15:45
⑤ 15:45～17:00

場所 本庁舎1階 ひらかわぷれいす「アヴェッサ」
※2月26日(金)のみ 本庁舎3階 会議室1

対象者 平川市に所在する中小企業、小規模事業者または
平川市内での創業希望者

※予約希望が重複した場合は、新規相談者を優先させていただきます。

料金 無料

申込方法

市ホームページ掲載の申込書などに必要事項を記入のうえ、メール・FAXにて下記申込先までお申込みください。

申込期限 各相談日の1週間前

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み 商工観光課 商工政策係

☎ 55-5732 (本庁舎3階19番窓口)

「平川市事業承継×経営支援セミナー&相談会」を開催します！

～経営のモヤモヤも、事業承継の不安も、何でもご相談ください～

中小企業・小規模事業者を対象に、経営に関するさまざまなお悩みに対し、担当者による説明会と個別相談会を開催します。参加は無料のため、お気軽にご参加ください。

日時 10月7日(水) 14:00～16:00

場所 本庁舎4階 大会議室1

内容

- ・事業承継の現状と課題 なぜ承継の準備が必要なのか
- ・成功事例・失敗事例と対策のポイント
- ・事業承継計画の進め方
- ・成功志向 M&A の活用

・補助金の活用について

・経営支援および相談対応の事例

・個別相談会 (事前予約制)

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み 商工観光課 商工政策係

☎ 55-5732 (本庁舎3階19番窓口)

平川市商工会 ☎ 44-3055 (第2庁舎内)

屋外広告物等は申請が必要です

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。また、市では青森県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示および設置を規制しています。

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建築物の壁面や屋上に設置された広告物などのことをいいます。屋外広告物等の設置に関しては、禁止広告物・禁止地域・禁止物件などの規制があります。詳細は、下記までお問い合わせください。

屋外広告物の申請

新たに許可が必要な屋外広告物等を設置しようとする場合には、次の書類(各2部)が必要になります。

①屋外広告物等許可申請書

②広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を示す図面

③広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、設置の方法等に関する仕様書および図面

※その他の書類が必要な場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み 建築住宅課 都市計画係 ☎ 55-7437 (第2庁舎内)



日本年金機構からのお知らせ ～年金生活者支援給付金制度について～

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

1 老齢基礎年金を受給している方

※以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 65 歳以上である
- ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約 93 万円以下である

2 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

※以下の要件を満たしている必要があります。

- ・ 前年の所得額が約 492 万円以下である

請求手続き

1 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内を 9 月初旬頃から順次お送りしています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、日本年金機構に提出してください。

令和 9 年 1 月 4 日までに請求手続きが完了しますと、令和 8 年 10 月分からさかのぼって受け取ることができます。

2 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所か市役所で請求手続きをしてください。

問合せ 給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

国民年金通信 ～国民年金保険料の育児免除制度が始まります～



子を育てている国民年金第 1 号被保険者の父母・養父母を対象とした育児のための免除制度が 10 月から新たに始まります。申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆対象者

国民年金第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方）で、以下のすべてを満たしている方

- （1）子と身分（親子）関係が継続していること
- （2）子と同一住所であること

◆対象期間

子が 1 歳になる誕生日の前月まで（実母の場合は産前産後免除制度も利用できます。）

〔産前産後免除制度とは〕

国民年金第 1 号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度です。育児免除と同じように申請により保険料が免除され、免除期間は保険料を納付したものとみなされます。

◆申請方法（10 月 1 日以降受付開始）

電子申請または窓口

（窓口での申請の場合は、本人確認書類の提示および申請書の記入が必要です。別途添付書類が必要となる場合があります。）

※詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。



問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339 / 市民課 市民係 ☎ 55-5309（本庁舎 2 階 4 番窓口）

